

平成25年4月16日宣告 裁判所書記官 青山 泰教

平成24年(ワ)第231号 各窃盗未遂被告事件

判 決

被告人A

氏 名 セグラ ヴァルヴェルド セザル ルイス

SEGURA VALVERDE CESAR LUIS

年 齢 1974年5月1日生

国 籍 ペルー共和国

住 居 愛知県瀬戸市萩山台八丁目1番102号

職 業 無 職

被告人B

氏 名 ガマラ ヒル ホセ アントニオ

GAMARRA GIL JOSE ANTONIO

年 齢 1974年12月13日生

国 籍 ペルー共和国

住 居 愛知県瀬戸市萩山台四丁目2番302号

職 業 無 職

被告人C

氏 名 ガマラ ヒル ミゲル アンジェル

GAMARRA GIL MIGUEL ANGEL

年 齢 1976年9月18日生

国 籍 ペルー共和国

住 居 愛知県瀬戸市萩山台七丁目6番503号

職 業 リサイクル業手伝い

出席検察官 坪井慶太

弁 護 人 梅村浩司 (被告人A) , 早川真一 (被告人B) , 田中智 (被告人C)

(各国選)

主 文

被告人3名はいずれも無罪。

理 由

第1 本件公訴事実の要旨及び主たる争点等

1 本件公訴事実の要旨

被告人セグラ・ヴァルヴェルド・セザル・ルイス、同ガマラ・ヒル・ホセ・アントニオ及び同ガマラ・ヒル・ミゲル・アンジェルは、共謀の上、平成24年3月21日午前9時2分頃、〒市甲町三丁目15番地所在のX。
A方敷地内において、同敷地内に設置されていた同人管理に係るエアコン室外機1台（時価6000円相当）を窃取しようとして、同室外機の配管を切断したが、警察官に逮捕されたため、その目的を遂げなかった。

2 主たる争点及び証拠構造等

被告人セグラ・ヴァルヴェルド・セザル・ルイス（以下、「被告人セザル」という。）、同ガマラ・ヒル・ホセ・アントニオ（以下「被告人ホセ」という。）及び同ガマラ・ヒル・ミゲル・アンジェル（以下「被告人ミゲル」という。）が、一緒に行動して、平成24年3月21日午前9時2分頃 〒市甲町三丁目15番地所在のX、A方敷地内（以下「本件敷地内」という。）において、本件敷地内に設置されていたX、Aが管理するエアコン室外機1台（以下「本件室外機」という。）の配管を切断し（以下「本件切断行為」という。）、その後、警察官によって逮捕された事実は、検察官はもちろん被告人3名においても争いがなく、関係証拠によって容易に認定することができる。

本件の主たる争点は、被告人3名について窃盗の故意及び共謀が認められるかという点にある。すなわち、被告人ホセについては、窃盗未遂の罪を認めるかのような陳述書(乙24)が作成されたこともあるが、被告人3名は、捜査、公判を通じ、ほぼ一貫して窃盗の故意及び共謀を否定する供述をしている。そ

ここで、本件では、被告人3名が否認しているにもかかわらず、状況証拠によって被告人3名の窃盗の故意及び共謀が合理的な疑いを差し挟む余地がない程度まで立証できているかが問題となる。

第2 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被告人3名について、いずれも、窃盗の故意を認定すること、すなわち、①本件室外機の占有者の意思に反して、②その占有を侵害し、自己又は第三者の占有に移すことの認識があったと認定することには合理的な疑いを入れる余地が残ると判断した。

2 前提事実

主たる争点を理解、判断するために必要な前提事実、すなわち、証拠上容易に認定でき、かつ、検察官も特に争っていない事実は、以下のとおりである。

(1) 被告人3名の身上

被告人3名は、いずれもペルー共和国の出身である。被告人セザルは、平成14年1月に日本に入国し、その後、職を転々としていたが、本件当時は定職に就いていなかった。被告人ホセは、平成13年1月に日本に入国し、平成24年1月頃からリサイクル業を営んでいた。被告人ミゲルは、平成13年1月に日本に入国し、一旦帰国した後再び日本に入国して、定職に就いていた時期もあるが、本件当時は定職に就いていなかった。被告人ホセは被告人ミゲルの実兄であり、被告人セザルの妻が被告人ホセ及び被告人ミゲルのいとこである。なお、被告人ホセの兄であるガマラ・ヒル・ビクトル・マヌエル（以下「ビクトル」という。）は、被告人ホセよりも前からリサイクル業を営んでいる。

（乙1、6、10、14、15、17、被告人ホセの第5回公判供述1～2頁、ビクトル証言1～2頁）

(2) 本件の関係者

X、A（以下「A」という。）と、X、B（以下「B」という。）

は夫婦であり（以下、両者を「X 夫妻」という。）、Y、C（以下「C」という。）はBの父であり、Y、D（以下「D」という。）と伸治は夫婦である（以下、両者を「Y 夫妻」という。）。X 夫妻は、本件敷地内の家屋（以下「X 方」という。）に子供と共に住み、Y 夫妻は、X 方から、道路を挟んだ約20メートル先の一軒家（以下「Y 方」という。）に子供と共に住んでいる。

Y 夫妻は、本件以前に、ピクトルや被告人ホセらに対し、X 方1階車庫（以下「本件車庫」という。）前等で廃バッテリーを無償で譲渡したことがあった。

（弁7、18、19、D 証言2、18、41～2、55頁、C 証言18～9、21～2頁、ピクトル証言4～8頁、被告人ホセの第5回公判供述1～2頁・第10回公判供述）。

(3) X 方と本件室外機等

本件室外機及び本件室外機が設置されていたX 方の所有者は、Cの親族であるが、これらの管理はY 夫妻に任されており、平成16年頃からX 夫妻がX 方を住居として使用している。X 方は3階建てで、道路に面した1階に本件車庫があり、2階と3階が居宅で、2階に玄関があり、本件車庫左手の階段から玄関へと上がることができる。本件車庫は、Y 夫妻とX 夫妻が共同で使用している。

本件当時、X 宅2階玄関横には、本件室外機ともう1台の室外機（以下「隣の室外機」という。）が並んで置かれていた。本件室外機は、昭和56年製で、その上部及び前部は、さび付きがひどく、茶色に変色している。他方、隣の室外機は、本件室外機の左横にあり、本件室外機と比べてさび付きはほとんど見られず、目立った変色もない。なお、本件車庫内には、上記2台よりも新しい室外機（以下「件外室外機」という。）が、取り外された状態で置かれていた。

(甲11, 15, 23, 30, 弁5, 6, 18, 19, A証言14, 16~8頁, C証言48~9頁, D証言17~8, B証言11, 32, 40, 41頁)

(4) 本件切斷行為前の状況

被告人3名は、平成24年3月21日(以下、同日の記載は省略することがある。)午前7時頃、トラックに乗って廃品回収に出かけ、S市内でエアコンを回収し、更にT市に向かい、午前9時前頃、同市甲町付近を走行していた。被告人ホセと被告人セザルは、本件車庫内に件外室外機を見付け、被告人ホセがトラックを降りてX方2階玄関に向かった。その後、子供を自動車で送って来たDが戻り、本件車庫に停車した。被告人セザルは、Dに対し、日本語で、廃品回収に来たことを話し、本件車庫内の自転車や件外室外機を指差して引取りを申し出たが、断られた。他方、Dがテレビを引き取るように頼むと、被告人セザルはこれを断った。X方2階から戻った被告人ホセが合流し、「上、上」「室外機あるでしょう。」などと言って、本件車庫前から本件敷地内のX方2階玄関前へと続く階段を上がって行き、D, 被告人セザル及び被告人ミゲルも続いて上がって行った。被告人ホセは、X方2階玄関左側に設置されていた2台のエアコン室外機のうち、右側の本件室外機を指差し、Dに対し、「このエアコン、要らない」などと尋ねて、その引取りを申し出た。Dが「駄目。」と断っても、被告人3名は、「古いから」などと言って、本件室外機の持ち出しを繰り返し頼み続けた。

(甲14, 15, D証言1~7, 32~5, 40頁, 被告人ホセの第5回公判供述3~7頁・第6回公判供述8~12, 14頁・第10回公判供述, 被告人ミゲルの第6回公判供述30~4頁, 被告人セザルの第6回公判供述2~7頁・第7回公判供述28~30, 44~45頁・第10回公判供述)

(5) 本件切断行為当時の状況

午前8時59分頃、Dは、Cに対し、携帯電話で電話をかけ（以下「1回目の電話」という。）、本件室外機を被告人3名に引き取ってもらってもよいか確認したが、Cから承諾を得られず、被告人3名に対し、「駄目」などと伝えた。しかし、被告人3名は、本件室外機が古いことを訴えて、その引取りを繰り返し頼んでいた。

午前9時2分頃、Dは、再度、Cに対し、携帯電話で電話をかけたが（以下「2回目の電話」という。）、Dが仲治と話している最中に、被告人ホセは、被告人セザルが持って来たケーブルカッターで本件室外機の配管を切断した。

（甲16、D証言7～13頁、C証言1～4頁、被告人ホセの第1回公判供述・第5回公判供述7～8、17、22～3頁・第10回公判供述、被告人ミゲルの第1回公判供述・第6回公判供述26～7、37～8頁、被告人セザルの第6回公判供述12～5頁・第7回公判供述23～4頁）

(6) 本件切断行為後のY夫妻の状況

本件室外機の切断された配管から蒸気が吹き出し、被告人3名は、Dに対し、「鍵、鍵」などと言って、X方室内のエアコンのコンセントを抜いてもらうように頼んだ。

真由美は、X方の鍵を探すために一旦Y方に戻るとともに、午前9時5分頃、配達の仕事をしていたBに対し、携帯電話で電話をかけ、被告人3名が本件室外機を持ち去ろうとしていることを伝えた。その後、Dは、Y方で自分の子供の世話をしていた。

Cは、夜勤を終えて、X方2階玄関前に到着したが、被告人ホセから、「コンセント、コンセント」など話しかけられ、本件室外機の室内の電源を外して欲しい旨頼まれると、X宅の鍵を探すために一旦Y方に戻り、鍵の所在についてDと話し、午前9時15分頃にBにも電話をかけて尋

ね、Y方にとどまった。

CがY宅に戻った後、被告人3名は、本件敷地内にとどまり、被告人セザル及び被告人ミゲルは、近くにあったはしごを使用して、本件室外機の左側に設置されていた隣の室外機の配管の留め金を外した。

BがX方に戻ってきた後、真由美もX方に戻ってきた。

(甲15, 17, D証言11~6, 22~3, C証言1, 4~8頁, B証言1~2, 32~3頁, 被告人ホセの第5回公判供述9~10頁, 被告人ミゲルの第6回公判供述11~2, 16~8, 20~1, 29~30, 48~50頁, 被告人セザルの第7回公判供述2~8, 45~7頁)

(7) 本件切断行為後の神奈の状況

Bは、午前9時5分頃にDからの電話を受けて本件切断行為を知り、その後、勤務先に電話をして早退する旨告げた。そして、Bは、本件切断行為を「室外機泥棒」の仕業と考え、午前9時11分頃に110番通報してX方へ向かい、午前9時15分頃に伸治から、X方の鍵の所在を尋ねる電話を受けた。

Bが藪下方に到着すると、被告人3名は本件車庫前に立っており、BがX方2階玄関前に上がると、被告人3名もBの後を追ってX方2階玄関前へと上がった。

Bが、配管が切断されて転がっている本件室外機を確認した後、被告人3名に対し、「切っちゃ駄目だよな。」などと尋ねると、被告人ホセは「ちよっと日本語が分からない。」などと答えた。続いて、Bが、被告人ホセに対し、「お父さんがいいって言ったの?」「お母さんがいいって言ったの?」と尋ねると、被告人ホセは、「お母さんがいい。」「お父さんがいいって言った。」などと答えた。その後、被告人ホセは、Bに対して2000円を渡そうとした。

(甲15, 17, B証言1~10, 14~16頁)

(8) 被告人3名の現行犯逮捕

午前9時35分頃、神奈の110番通報を契機として駆け付けた T 警察署の警察官が X 方に到着し、午前9時40分頃、被告人3名をそれぞれ窃盗未遂罪の現行犯として逮捕した。

(甲1, 27~29, B 証言1~10, 16頁)

3 窃盗の故意を肯定する事情(積極的情況証拠)の検討

本件切断行為は、本件室外機の占有を侵害し、かつ、自己又は第三者の占有に移す行為の一部であり、本件切断行為の実行行為者は被告人ホセであると認められるが、被告人3名は共同して本件切断行為を行ったものと評価できる。そして、被告人3名は「駄目」という程度の日本語は理解できること、D が、伸治に対する1回目の電話後、本件切断行為より前に、「駄目」などと言って被告人3名に対して本件室外機の処分を拒絶する意思を表明していたこと、D が本件切断行為中に被告人3名のそばで C に対して2回目の電話をかけていたことは、本件切断行為が本件室外機の占有者の意思に反して行われたことを推認させる事情である。

さらに、本件切断行為について、被告人ミゲルは D が許可した旨供述するものの(被告人ミゲルの第1回公判供述)、被告人3名の中で比較的日本が堪能な被告人ホセは、本件切断行為後に駆け付けた C から、本件室外機と隣の室外機を持ち出す許可を受けていた旨供述し(被告人ホセの第1回公判供述)、また、被告人セザルも逮捕当時「私は泥棒ではない。家のお父さんに聞けばわかるはずだ。」と言って犯行を否認しているが(甲1)、これらの各被告人の供述は、本件切断行為時にはまだ本件室外機の占有者とみられる Y 夫妻の承諾を受けていなかったことを推認させるものである。

そうすると、被告人3名による本件切断行為は、窃盗の故意の下、すなわち、①本件室外機の占有者の意思に反して、②その占有を侵害し、自己又は第三者の占有に移すことについての認識の下に行われたと推認する余地はある。

4 窃盗の故意を否定する事情（消極的情況証拠）の検討

しかし、本件では、以下のとおり、窃盗の故意の推認を妨げる事情（消極的情況証拠）を指摘することができ、これらの事情は、窃盗の故意を否定する被告人3名の供述内容に合理性を与え、その信用性を高めている。

(1) 消極的予見的情況証拠の個別評価

ア 第1に、被告人3名には、本件以前に、廃品回収の実績や経緯があることである。すなわち、被告人ホセは、本件以前に Y 夫妻から廃バッテリーを回収したことがある上、被告人3名は、本件当日 X 方に到着する前に他の地域で廃品回収を行っている。この事実は、被告人3名が廃品回収目的で X 方を訪れたことを推認させる。

イ 第2に、D が本件車庫に到着して被告人3名を発見する前に、被告人3名に窃盗の故意を推認させるような言動が見当たらないことである。すなわち、被告人3名は、D が戻る前に既に本件車庫前に到着しており、中古の自転車や本件室外機よりも新しい件外室外機など、本件室外機よりも価値があると思われるような物が本件車庫内にあるのを認識し、また、被告人ホセに至っては家人のいない X 方2階玄関前で既に本件室外機を確認しているにもかかわらず、直ちにこれらを物色したりすることなく、本件車庫前で D と廃品回収の交渉をしている。このような D が本件車庫に到着する前の被告人3名の行動は、D が到着した時点で、被告人3名について窃盗の故意が生じていなかったことを強く推認させる。

検察官は、被告人3名は当初本件室外機の無償引き取りを試みたが、D に断られたために窃盗に及んだ旨主張するが、X 方の家人と思われる D が到着して、しかも、他の家族にも電話で連絡しているという、窃盗の実現がより困難と思われる状況になった後に、被告人3名について窃盗の故意が生じたとみるのは合理的とは言えない。

(2) 消極的併存的情況証拠の個別評価

ア 第3に、被告人3名が持ち出そうとした本件室外機は、廃品又は不用品の外観を呈していることである。すなわち、本件室外機は、昭和56年製であって、既に製造から30年が経過し、上部及び前部のさび付きがひどく、茶色に変色しており、たとえ配管が接続されていても、廃品又は不用品と見間違えられる蓋然性が高い。特に、X方にあつた件外室外機や隣の室外機と比較すると、本件室外機は廃品又は少なくとも不用品であるという印象を一層強くさせる。

検察官は、公訴事実において本件室外機の被害額を「時価6000円相当」と主張しているが、Bの証言によれば、「6000円」は本件室外機をリサイクルに出した場合の処分費用である（B証言8、17、40～1頁）というから、「6000円」という金額は、本件室外機の交換価値とは認められない。本件室外機の製造年や外観等を基準に考えれば、本件室外機の交換価値は、金属くずとして「2000円から4000円、3000円」位という被告人ホセの公判供述（第6回公判供述7頁）の方が信用性が高い。

もつとも、本件室外機の交換価値がいくらであれ、本件室外機の外観が廃品又は不用品と見間違われても仕方がない状態であることは否定できない。

イ 第4に、被告人3名がいる場所で、DがCに対して2回目の電話をかけていることである。すなわち、Dは、Cに対する1回目の電話の後に、被告人3名に対して、「駄目」などと告げているが、その後更に、Cに対し、2回目の電話をかけている。本件室外機が廃品又は不用品の外観を呈していることも考慮すると、Dがかけた2回目の電話は、被告人3名にとって、「駄目」の撤回を確認するための電話、つまり、本件室外機の処分の承諾を得るための電話と受け取られる余地があつた

ことは否定できない。

(3) 消極的遡及的情況証拠の個別評価

ア 第5に、本件切断行為後の D 及び C の被告人3名に対する対応を挙げるができる。すなわち、本件切断行為後、D 及び C は、被告人ホセらの求めに応じて、本件室外機の室内の電源を切るため、それぞれ Y 宅に戻って X 方の鍵を探している。

確かに、本件切断行為によって蒸気が立ち上るところを目撃した D については、X 方が火事にならないようにするためにその鍵を探しに戻ったとみる余地もある。しかし、D は火事の危険性を電話で B に訴えているわけではない (D 証言19～21頁, 47～8頁, B 証言33頁)。X 方の鍵を探しに行く Y 夫妻の行動は、被告人3名からすれば、本件室外機の持ち出し行為を容認し、協力するものであって、本件切断行為当時、D が、被告人3名の前で、本件室外機の持ち出しを許容するような態度をとっていたことを推認させるものである。

イ 神奈に対する被告人ホセの発言

第6に、被告人ホセは、X 方に戻ってきた神奈から、Y 夫妻が本件切断行為を承諾したのかと尋ねられて、これを肯定するような日本語の発言をして、Y 夫妻の承諾を得ていた認識を神奈に対して示している。

この点、検察官は、被告人ホセの上記発言は、B に対して単なる言い逃れをしようとしたに過ぎない旨主張する。

確かに、被告人ホセは、D の「駄目」という日本語は十分理解できていたと認められる。しかし、本件室外機が廃品又は不用品の外観を呈していることや D が被告人ホセらの申し出の拒絶後に2回目の電話をかけていることに加え、本件切断行為の現場にいた D はもちろん、その後駆け付けた伸治も、被告人3名による本件切断行為を問い詰めるような態度に出ていたとは認められないから、被告人ホセの上記発言を単なる言

い逃れと断定することはできない。本件切断行為について110番通報をしたのが、その現場に居合わせた D ではなく、まだ現場の状況を確認していなかった B であることも、被告人ホセの上記発言が単なる言い逃れではないという判断を裏付けるものである。

ウ 被告人3名だけの空白の時間帯

第7に、被告人3名は、本件切断行為後、D が藪下宅の鍵を取りに行ってから C が X 宅に来るまでの時間、さらに、その C も鍵を探すために X 方敷地内から離れて神奈が X 方に戻って来るまでの約十数分間、いずれも被告人3名だけで X 方敷地内にとどまっている。被告人3名が、これらの空白の時間帯に、本件敷地内から逃走することも本件室外機や本件車庫内の中古品などを盗もうとすることもなく本件敷地内にとどまっていたことは、窃盗の故意を有する者の行動としては矛盾するもの又は合理的に説明し難いものであって、むしろ、被告人3名が D から本件室外機の回収の承諾を得ていたと認識していたことを強く推認させる事情であり、窃盗の故意を否定する方向に強く働く情況証拠といえる。

この点、検察官は、被告人3名が本件敷地内にとどまっていたのは、本件切断行為によって予想以上に蒸気が上がってしまい、藪下方が火事になってしまうのではないかと心配になり、D らに本件室外機の電源を外してもらおう旨頼み、X 方が火事になることまでは望んでいなかったからである旨主張する。

しかし、X 方が火事になること心配してとどまっていること自体、窃盗の故意を有する者の行動としては矛盾又は合理的に説明することが難しい事情である。

また、検察官は、D らがいない隙に被告人3名が本件室外機を持ち出すことができなかったのは、被告人ホセが、更に配管を切断することに

よって自分が感電するかもしれないとおそれたからであり、それゆえ隣の
室外機についても配管を切断することができなかつたものと合理的に説
明しうる旨主張する。

確かに、エアコンのコンセントを外すことなく、室外機の配管を切断す
ると、感電の危険性がある(弁26)。しかし、CがY宅に戻った後、
被告人セザルは、X方にはしごをかけるなどして、本件室外機の左側に
設置されていた隣の室外機の配管の留め金を外しており、このような被告
人セザルの行動は、Y夫妻がX方の鍵を持って戻り、室内の電源を切
ってくれること、つまり、Y夫妻が本件室外機や隣の室外機の引き取り
に協力してくれることを期待していなければ合理的に説明できない行動で
あり、被告人セザルが、X方からの廃品回収作業が未だ終了していなか
つたと認識していたことを強く推認させる事情である。また、もし被告人
3名が本件室外機に対する窃盗の故意を有していたのであれば、最も古い
と見られる本件室外機や隣の室外機に固執する必要はなく、既に取り外し
済みの本件車庫内の件外室外機や自転車など他の中古品等を盗んで逃げる
ことも十分可能な時間的余裕があつたのであるから、やはりこれらの空白
の時間帯の被告人3名の行動は、窃盗の故意の推認を否定する方向に強く
働く情況証拠と評価できる。

5 情況証拠の総合的検討

(1) 消極的情況証拠の推認力

まず、被告人3名が窃盗の目的でX方を訪れたと認めるに足りる証拠は
ない。むしろ、DがX方に戻る前までの被告人3名の言動は、被告人
3名が廃品回収の目的でX方を訪れた事実を強く推認させるものである。
そうすると、その後、本件切断行為に至るまでの間に、被告人3名について
本件室外機に対する窃盗の故意が生じたことになるが、そのような発生の契
機になるような事情はうかがわれず、むしろ、客観的には、Dの登場と

ＤからのＣへの電話によって、窃盗の機会は乏しくなっていたといえる。したがって、本件切断行為当時の被告人３名とＤの関係は、廃品回収業者と廃品又は不用品の提供者の関係のままであり、このような事情は、窃盗の故意を否定する方向に働く。

次に、本件室外機が廃品又は不用品の外観を呈している上、被告人３名が件外室外機や隣の室外機と比較して本件室外機を見ていた事実は、被告人３名が本件室外機を廃品又は不用品であると認識していたことを強く推認させる事情である。また、Ｄが１回目の電話後に本件室外機の引取りを拒絶したものの、更に２回目の電話をかけようとした事実は、被告人３名にとって本件室外機の持ち出しの承諾を得られるであろうという期待や認識を強める事情である。これらの事情は、窃盗の故意を否定する方向に強く働く。

さらに、本件切断行為後の被告人３名の一連の行動は、本件室外機に対する窃盗の故意を有していた者としては合理的に説明することが困難な事情であり、むしろ、本件室外機の持ち出しについて承諾を得て更に本件敷地内からの廃品回収作業を継続していた者の行動ととらえる方が合理的である。このような事情は、窃盗の故意を否定する方向に強く働く。

しかも、これらの消極的情況証拠は、被告人側の供述のみに基づいて認定せざるを得ない部分がないわけではないが、その大半は、客観的証拠、第三者の供述、Ｘ夫妻やＹ夫妻の供述及びこれらと符合する被告人３名の供述に基づいて認定できるものであって、ほぼ動かし難い事実と評価できる。そして、このような動かし難い事実に基づく消極的情況証拠が、本件切断行為前・本件切断行為当時・本件切断行為後の全ての段階で存在することは、個々の消極的情況証拠の推認力を相互に補強し合い、窃盗の故意を否定する方向での推認力を飛躍的に高めている。

以上からすると、被告人３名は、本件切断行為当時、本件室外機の占有者がＹ夫妻のいずれかであると認識した上で、本件切断行為は本件室外機の

占有者の意思に反しないものと認識していた蓋然性が非常に高い。

(2) 総合的検討

確かに、被告人3名の捜査段階及び公判供述は、変遷があったり、前提事実と矛盾したり、相互に食い違う部分も見られる。しかし、これらの点は、記憶違いなどの原因によるものと解する余地があるものであって、窃盗の故意を否定する核心部分では一貫しており、窃盗の故意を積極的に推認させる事情とまで評価できるものではない。その他、被告人ホセが神奈に対して2000円を渡そうとしたことなど検察官が主張するその余の事情を総合考慮しても、被告人3名の窃盗の故意を否定する方向に働く情況証拠による推認を妨げた上で窃盗の故意を認定するに足りる事実関係は認められない。

したがって、被告人3名の窃盗の故意を否定する供述は、既に指摘した消極的情況証拠によって非常に高度の蓋然性が与えられ、「合理的な疑い」を生じさせる程度の十分な合理性を有するといえ、本件では、被告人3名の窃盗の故意が合理的な疑いを差し挟む余地がない程度まで立証できていないと言わざるを得ない。

付言すれば、本件の一連の経過を全体的総合的に観察した場合、本件は、被告人3名の早とちりによる廃品回収をめぐるトラブルの域を出ておらず、被告人3名の過失又は重大な過失を理由に 夫妻側に民事上の損害賠償請求権が発生することはあっても、国家刑罰権の行使を伴う犯罪の成立には至らない事案と評価することができる。

6 窃盗の故意についてのまとめ

以上によれば、被告人3名の窃盗の故意については、いずれも合理的な疑いを容れる余地があるというべきであり、本件においては、公訴事実の証明が十分でないと言わざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、被告人3名の窃盗の故意を認定することはできず、結局本件

公訴事実については、共謀の成否を検討するまでもなく、被告人3名についていずれも犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により被告人3名に対しそれぞれ無罪の言渡しをする。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人3名につき、各懲役1年)

平成25年4月16日

名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部

裁判官 國井恒志

これは謄本である
平成25年4月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部
裁判所書記官 青山泰

